

弁護士に聴く



判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士 宮澤俊夫

2

(1) 継続雇用制度の対象
高年齢者雇用安定法は、
高年齢者雇用を確保するため、
これまでも、①定年の引
上げ、②現に雇用してい
る高年齢者が希望すると
きは定年後も引き続いて
雇用する継続雇用制度の
導入、③定年の廃止、の
いずれかを講じなければ
ならないとしていました
(9条1項)。同法が概
要以下のとおり改正され、
平成25年4月1日から施
行されています。



高年齢者の雇用

者を限定できる仕組みの
廃止

前記3つの高年齢者雇
用確保措置のうち、多く
の企業が②継続雇用制度
を採用してきましたよう
です。改正前の同法は、労使協
定を結べば、企業は独自
に再雇用基準を定め、継
続雇用の対象者を限定す
ることができました。例
えば、「過去3年間の出
勤率が80%以上の者」と
か、能力等各種の評価を
し一定ポイント数に達し
ない者については継続雇
用をしなくともよかつた

ため、これまで65歳まで希望者全員が働く企業は全体の半分に届いていなかつたといわれています(平成25年4月1日経新聞)。今回の改正で、継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で定めることはできなくなり、

(2) 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
継続雇用制度は、本来定年に達するまで雇用されている事業主の下での継続雇用を想定しています。今回の改正により、定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、自社の子会社やグループ関連会社などにまで広げることがで
きるようになりました(9条2項)。



使用者全員を継続雇用制度の対象として65歳までの雇用確保が企業に義務付けられました。但し、企業が平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けていた場合には、その従来の限定基準を適用することができる年齢の

(3) 再雇用拒否ができる場合
継続雇用制度は、希望者全員を対象とする制度ですが、厚労省の高年齢者雇用確保措置の実施及

者が段階的に認められています(詳細は紙幅の関係で省略しますのでこの点については弁護士・社会保険労務士等にお尋ねください)。

び運用に関する指針(平成24年11月19日厚労省告示560号)でも、「心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由に該当する場合には、継続雇用しないことができることとして、例外を認めています。

しかし、その再雇用拒否の理由判断が、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合には、いわゆる解雇権濫用法理の類推適用により、再雇用拒否は認められず、他の再雇用者と同様に、定年後も雇用継続が認められることがあります。

(愛知労働局労災法務専門員)

イラスト・伊藤栄章
タイトル・浅井健史